

令和4年 第5回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年5月25日

1 日 時 令和4年5月25日(水) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 10番 斎藤 哲 委員、11番 窪田 眞己 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時50分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第5回の農業委員会総会を開催致します。
はじめに山本副会長より開会のことばをお願い致します。

【山本副会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく申し上げます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番斎藤委員と11番窪田委員を指名致します。

(日程第2会期
の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3 議事)

(報告第8号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号15番から17番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号15番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積467㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転による宅地分譲2区画の届け出が出ています。

続きまして

番号16番、地図・公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、面積429㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により個人住宅にするための届け出が出ています。

続きまして

番号17番 地図公図は5ページ・6ページになります。

●●番地、面積462㎡を●●の●●さんが。下に行きまして、●●番地、面積925㎡を●●の●●さん持ち分1/3と、●●の●●さん持ち分1/3と、●●の●●さん持ち分1/3が、合計面積1387㎡を●●の●●に所有権移転による宅地分譲6区画の届け出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委

員による現地調査の報告を省略したいと思います。
質問がある方はいらっしゃいますか。
質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(報告第 9 号)

【議長】

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 4 番から 5 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いいたします。農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

今回の 2 件の案件は後の農地法 3 条の案件と関連があります。

番号 4 番、地図公図は 9 ページ・10 ページになります。

●●番地、面積 642 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。令和 3 年 10 月 1 日から 5 年間有償での利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。解約届出日は令和 4 年 4 月 25 日です。

続きまして

番号 5 番、地図公図は 13 ページ・14 ページになります。

●●番地、面積 2709 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。平成 28 年 4 月 28 日から 10 年間有償での利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。解約届出日は令和 4 年 5 月 2 日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 17 号)

【議長】

議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程いたしま

す。

事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

番号 11 番、地図公図は 7 ページ・8 ページになります。

●●番地、面積 24 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。

●●さんの現在の経営面積は 12617 m²。申請地でネギの栽培を予定しています。所有している機械はバックフォア、草刈り機、噴霧器、トラクターを所有。写真は北東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。

5 月 18 日に●●、事務局と現地調査いたしました。現地は●●の南側で●●に接したところです。

地図、写真でもわかるように道路に接続している土地で、細長く面積も 24 m²とネギを栽培するということですが、道が狭いので将来的には進入路にするようなことが予見されますけれども、ネギを栽培するということで 3 条の申請が出ましたので、法に適していれば現時点では問題ないということです。以上です。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

18 日に●●、事務局と現地を調査いたしました。

●●委員がおっしゃったとおり●●の南側の●●を挟んだところにあります。前回の協議の中でも申請があった方です。今回も土地を拡大ということで申請ありました。ネギの栽培ということで、時期を見てネギの発育状況を確認したいと思います。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 11 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 12 番、地図公図は 9 ページ・10 ページになります。

これは、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出、4 番と同じ場所になります。

●●番地、面積 642 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに有償移転による経営地拡大の許可申請が提出されました。

●●さんの現在の経営面積は 3400 m²、申請地で野菜の栽培を予定しています。所有している機械は耕運機です。写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

5月18日に●●、事務局と調査をいたしました。

譲渡人は耕作が困難な状態になっていまして、前のページにもあるように合意解約で返還されても耕作ができないので、このままでは耕作放棄地になってしまいますので、農業経営の拡大を図る譲受人に譲渡することによって良好な農地利用ができるものと考えています。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。

18日は都合が悪く出席できませんでしたが25日の日に現場を確認しまして、場所的には良い場所で何も問題ないと思われまますので審議をよろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 12 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 13 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 13 番、地図公図は 11 ページ・12 ページになります。

●●番地、面積 851 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転による経営地拡大の許可申請が提出されました。

●●さんの経営面積は 11017 m²。申請地で野菜の栽培を予定しております。所有している機械はトラクター、耕運機、コンバインを所有しています。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

5月18日に●●、事務局と調査をいたしました。

ここは、写真を見ていただくとわかるように周りが竹藪に覆われています。譲渡人は耕作が困難な状態になっていまして、このままでは竹藪に戻ってしまうようなところですので、譲渡によって良好な農地利用が期待できると思いますので、譲渡については全く問題ないと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。

先ほどと同じく 18 日都合により欠席させていただきましたが、25 日に確認しました。ここは、写真の右側が●●になっています。

●●委員が言った通り竹藪ということで、写真には写っていませんが左側の方に柿の木が 10 本程度切られています。このまま放置するといけませんので何らかの手を加えたほうがいいですので、問題ないかと思えます。審議お願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 13 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして番号 14 番については、●●に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、●●にはしばらくの間退席をお願いいたします。

それでは、事務局に番号 14 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

4 ページをお願いします。

番号 14 番、地図公図は 13 ページ・14 ページになります。

これは、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出、5 番と同じ場所になります。

●●番地、面積 2709 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。現在、設定している利用権を解除して有償移転するものです。

●●さんの経営面積は 18175 m²。申請地で引き続きブドウの栽培を予定しています。所有している機械は、噴霧器、運搬機、SS、草刈り機です。写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

●●です。

18 日に●●、事務局と現地を確認しました。現在もブドウの栽培がされていまして、●●さんは代々ブドウ農家をしていまして真面目に取り組むと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

私も現地調査に同行いたしましたが、この場所は良く耕作がされていまして何の問題もないと思います。よろしくをお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 14 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは●●の入室を認めます。

●●にご報告致します。番号 14 番は許可されましたので、お知らせ致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 18 号)

【議長】

議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

5 ページをお願いします。

番号 8 番、地図公図は 15 ページ・16 ページになります。

●●番地、面積 808 m²を●●の●●さんが、下にいきまして、●●番地外 1 筆、合計面積 2472 m²を●●の●●さんが。下に行きまして、●●番地、面積 783 m²を●●の●●さんが、面積の総計 4063 m²を●●の●●に宅地分譲にするための所有権移転の許可申請が提出されました。

申請地は住宅が連坦する区域で南面の市道に上下水道も敷設されていることから 3 種農地と判断することができます。申請によりますと 15 区画の分譲を予定しております。申請書に添付された資金証明、事業計画、隣接耕作者の同意書、本途堰土地改良区の同意も得ておりますので問題はないと思われます。

写真は南側と西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。

去る、18日に●●、事務局と現地調査をいたしました。

場所は、●●の南側になりますが、周りが住宅に囲まれてしまった農地と言ったほうが正しいと思います。耕作者も高齢になって後を継ぐ人が居ないということで、結果的に住宅団地になる以外にはなかったのかなというのが選択の一つだったようです。場所も新しい住宅にかこまれてしまって耕作しにくくなってしまったのも実情の一つだと思います。場所的には何も問題はないので、ご審議お願いします。

【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 18日に現地調査しまして、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号9番、地図公図は17ページ・18ページになります。

●●番地、面積1205㎡のうち368㎡を●●の●●さんが●●に賃貸借による一時転用の許可申請が提出されました。

現地は農振農用地内の農地で、内容は、近隣の●●の●●のための作業員の駐車場、資材置場等として使用する計画です。使用期間は令和4年11月18日までとなっております。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●●です。

この案件につきましては以前に農業委員会に一時転用という形で申請の出ている案件であります。

県に確認を取ったところ農道の工事の関係で、前回、申請が出ていたのですが、地権者の同意が得られないということで工期が延びたことで前回の申請期間中に●●できなかつたということのなかで今回改めて申請を行うと、県の回答をもらってあります。この場所は第一工区の中にあるのですが、●●については第2工区の方に当たる関係で、今回の一時転用の許可を受けた中で第2工区に該当する●●を行いたいとのことです。前回も問題ないと回答していますので、今回も再度申請という形になりますが、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いたします

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

先ほど●●委員が言った通りでございます。

これを、不許可とするには前はどうかだつたということにもなりかねないので、特段問題の無いところですので良いと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号9番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

6ページをお願いします。

番号10番、地図公図は19ページ・20ページになります。

●●番地、面積1179㎡のうち200㎡を●●の●●さんから●●の●●に、賃貸借権の設定による一時転用の許可申請が提出されました。

本申請は、●●の●●工事に伴うもので、現場事務所、資材置場として使用する計画です。排水については自然浸透予定となっています。使用期間は令和5年2月28日までとなっています。事業計画、資金証明等から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

●●です。

18日に●●、事務局とで現地調査をしました。

場所は、地図を見ていただくとわかりますが、●●交差点の近くにある畑ということですが、周りがほとんど住宅になりますので第3種農地と考えられます。

一時転用で事務所と資材置場ということであり一時転用が終わった後も農地復元計画書も提出されているということで元に戻されるということで問題ないと思います。審議のほどおねがいします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。

去る、18日に●●、事務局と調査いたしました。

一般資材置き場として利用することは特別問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号10番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 11 番、地図公図は 21 ページ・22 ページです。

●●番地、面積 1179 m²のうち 120 m²を●●の●●さんから●●の●●に、賃貸借権の設定による一時転用の許可申請が提出されました。

本申請は前の番号 10 番と同様、●●工事に伴うもので、資材置場、車両置場として使用する計画です。

使用期間は令和 5 年 1 月 31 日までとなっています。事業計画、資金証明等から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

●●です。

先ほどの 10 番の案件の土地の一部ということでもあります。先ほど説明した通りです。一時転用ということで資材置場にするとということです。一時転用が切れた後に畑に戻すという、農地復元計画書が提出されているので問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひします

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

同じように 18 日に調査いたしました。端の方に立て看板がありますが、後に分筆して転用するようですので、また案件としてあると思えます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 12 番、地図公図は 23 ページ・24 ページになります。

●●番地、面積 303 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により自己用宅地にする許可申請が提出されました。

現地は、集落接続があり、西面の市道に上下水道が敷設されているため 3 種農地と判断できます。申請書に添付された資金証明、事業計画等からは問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員にお願い致します。

【●●委員】

●●です。

5 月 18 日に現地を見ました。

周囲もほとんど住宅地になっていまして、全部で 2 反歩ほどの農地の一部を祖父から孫に譲渡するというこのようです。ここは●●の北側で水害の心配もありませんし周りは宅地開発されています。上下水も整備されていますので問題ないかと思えます。審議よろしくお願ひします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

議案第 17 号の番号 11 番と同様に現地調査いたしました。

内容は、●●委員が言った通りです。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 12 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 19 号)

【議長】

議案第 19 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に、利用権設定の番号 33 番から 42 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 33 番、地図公図は 25 ページから 27 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 962 m²を●●の●●さん持ち分 1/2 と●●さん持ち分 1/2 が●●の●●さんに田を 10 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。水稲の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり玄米 90 k g です。

続きまして

番号 34 番、地図公図は 28 ページ・29 ページになります。

●●番地、面積 1204 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。ブドウの作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 9967 円です。

続きまして

番号 35 番、地図公図は 30 ページ・31 ページになります。

●●番地、面積 339 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 3 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。小作料は無償で、野菜の作付を予定しています。

続きまして

資料 8 ページをお願いします。

番号 36 番、地図公図は 32 ページから 39 ページになります。

●●番地ほか 11 筆、合計面積 6028 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。小作料は無償で、水稲と里芋の作付を予定しています。

続きまして

資料 9 ページをお願いします。

番号 37 番、地図公図は 40 ページ・41 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1861 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。畑として利用し、里芋の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 10746

円です。

続きますして

番号 38 番、地図公図は 42 ページ・43 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 2977 m²を●●の●●さんの●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。畑として利用し、野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 15115 円です。

続きますして

番号 39 番、地図公図は 44 ページ・45 ページになります。

●●番地、面積 534 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。引続きブドウの作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 9364 円です。

続きますして

資料 10 ページをお願いします。

番号 40 番、地図公図は 46 ページ・47 ページになります。

●●番地、面積 864 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。引続きブドウの作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 9259 円です。

続きますして

番号 41 番、地図公図は 48 ページ・49 ページになります。

●●番地、面積 1391 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 9346 円です。

続きますして

番号 42 番、地図公図は 50 ページ・51 ページになります。

●●番地、面積 668 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。畑として利用し、野菜の作付を予定しています。小作料は 10 アールあたり 14,970 円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 33 番から 42 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(副会長より閉会のことば)

午後 3 時 5 0 分閉会